

質問に対する回答

No.	項目	質問事項	回答内容
1	入札説明書 1(3)・契約書 案	本業務の履行期間は令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間とされています。政府の「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房・公正取引委員会）では、最低賃金の上昇に伴う労務費上昇分の適切な価格転嫁が求められています。これを踏まえ、契約期間中に最低賃金改定等に応じた契約金額の見直し（協議）を行う想定はありますでしょうか。または、契約期間中の見直しは行われないため、契約期間（2年分）の最低賃金上昇分をあらかじめ見込んだ金額で入札すべきとの理解でよろしいでしょうか。	契約期間中に契約金額の見直し（協議）は行いませんので、契約期間中の最低賃金上昇分をあらかじめ見込んで応れください。